

平成25年度第4回流山市街づくり委員会会議録

目 次

1 開催日時及び場所	1 ページ
2 出席した委員及び職員	1 ページ
3 概要	3 ページ

1 開催日時及び場所

日 時：平成25年8月24日（土）午前10時から午前12時まで

場 所：流山市役所3階会議室

2 出席した委員及び職員

(1) 委員会委員

北原 理雄 (学識経験を有する者)
野口 和雄 (学識経験を有する者)
後藤 信利 (学識経験を有する者)
小川 哲也 (公募による市民)
谷口 晶子 (公募による市民)
伊藤 治夫 (公募による市民)

欠席した委員

林 美栄子 (学識経験を有する者)
千葉 正由紀 (市長が職員のうちから選出する者)
吉田 光宏 (市長が職員のうちから選出する者)

(2) 職員

都市計画部長	石本 秀毅	都市計画部次長 兼 都市計画課長	亀山 和男
都市計画課 課長補佐	長橋 祐之	都市計画課 都市対策係長	大塚 洋一
都市計画課 主事	松田 勇作	都市計画課 主事	坂本 和也

(3) 調停申出者

南流山67街区を考える会 亀山氏・伊藤氏他 15名

(4) 事業者

株式会社長谷工コーポレーション 6名

(5) 傍聴者 8名

3 委員会に附した案件

木地区67街区における大規模土地開発構想に係る調停について

事務局

それでは、定刻となりましたので、平成25年度第4回流山市街づくり委員会を開催します。
はじめに、都市計画部長の石本よりあいさつをさせていただきます。

石本都市計画部長

本日は、皆様には、お忙しいなか、また、幾分暑さも和らぎましたが、お暑いなか、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。都市計画部長の石本でございます。

本日の議題は、前回に引き続き、(株)長谷工コーポレーションにより届出のありました、共同住宅建築の大規模土地開発構想に係る第4回目の調停です。前は、事業者からの提案を受けて意見交換を行いました。今回は、本日の委員会前に、あらかじめ提出していただいた住民側からの要望と、事業者からの新たな提案をもとに、意見交換を進めていく予定でございます。

北原委員長はじめ、委員の皆様におかれましては、慎重な御審議、よろしくお願いいたします。
簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

事務局

続いて、本日出席の委員の皆様を紹介させていただきます。

< 委員紹介 >

事務局

続いて、本日出席の市職員の紹介させていただきます。

< 職員紹介 >

事務局

申し遅れましたが、本日の進行をさせていただきます都市計画課の長橋です。

それでは、資料確認をさせていただきます。本日配布させていただいたものとしては、(株)長谷工コーポレーションから会議前に配布のありました「第4回街づくり委員会資料」というA3のカラーのものが1枚でございます。お持ちでない方など、いらっしゃいましたら、事務局までお申し付けください。

なお、本日は街づくり委員会9名のうち、6名の出席をいただいておりますので、条例の規定により会議が成立していることをご報告申し上げます。

傍聴の皆様におかれましては、会議の進行への御協力をよろしくお願いいたします。

また、本日の委員会は、12時の終了を予定しております。あらかじめご了承ください。

それでは、この先の委員会の進行については、北原委員長にお願いしたいと思います。北原委員長、よろしくお願いいたします。

北原委員長

本日の議題は、前回に引き続き、6月26日付けで流山市長より調停依頼のあった「木地区67街区における大規模土地開発構想に係る調停」です。

今回は、住民と事業者の双方で提案意見交換をし、その場ではまとまらない部分もあったので、委員会で出た住民の要望を聞いたうえで、再度、長谷工さんから提案をいただくとのことでした。先ほど配布された形での修正提案であるということですので、今日は、初めに長谷工さんの方から、資料に基づいて提案内容について説明をいただきたいと思います。長谷工さん、よろしくお願いします。

(株)長谷工コーポレーション

それでは、内容について説明させていただきたいと思います。今、委員長からお話のあったように、第3回の委員会での意見を踏まえて、特に意見の多かった建物の高さについてもう少し検討ができるのかできないのか、周辺への配慮の観点から北側道路への植栽等の再検討ができないのかを持ち帰って検討して欲しいとのことでしたので、本日は、それに基づいて弊社の最終回答ということで提案をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。正面に拡大した図面を用意しましたので、そちらを使用してご説明いたします。高さに関する事項については、赤字で記載をしております。資料の下図については依然配布したものと同様になります。

高さについては、前回の委員会では屋根上のグルニエを削除することはお話をしましたが、さらなる検討をした結果、記載のとおり15階部分を削減し、最高高さは14階にして対応させていただきたいと思います。高さは資料に記載してありますが、資料に記載ミスがありますので、修正をお願いします。「グルニエ47.2メートル 47.12メートル」「14階41.8メートル 41.88メートル」の誤りです。事業性の観点から住戸の面積が減ってしまう部分については、全体の大きさを変えずに調整をしていきたいと考えています。

北側敷地境界の部分については、前回の委員会で立面のイメージを提示しましたが、よりイメージしやすい図や写真を資料に入れさせてもらいました。上から見たイメージでは、駐車場寄りに対して樹木と生垣を入れ一列の緑を作り、もう一列を敷地境界側に樹木を配置し、2列を並べる形で緑の空間の作りこみをさせていただきたいと思っています。ただ、道路側の木の部分に関しては、配置が多少変わることもあり得ますので、イメージとして考えていただければと思います。以上でございます。

北原委員長

はい、ありがとうございました。では事業者が前回の委員会を受けて提案したものについて、また他の件についても意見があれば一括して伺いたいと思います。よろしくお願いします。

亀山氏

細かい意見については、前回の委員会でお伝えしました。今回の提案に対する意見については、まだ意見がまとまっていないのですが。

北原委員長

では、今日いらっしゃっている住民の方々からこの提案についてのご意見、率直な感想をいただく

というのはいかがでしょうか。

亀山氏

それでよろしいかと思えます。

木67街区を考える会

長谷工さんに対しては、15階を14階にさせていただけるという提案を出していただきありがとうございます。住民では、前回の委員会後に話し合い、今まで階の高さは委員会で10階と要望していましたが、再度検討した結果12階ということで何とかできないものかという意見でまとまりました。よって住民側としては12階でお願いしたいという次第です。景観や高さの調和という意味では当初10階という形でお願いしたが、住民も妥協して12階でという話です。

亀山氏

補足させていただきます。やはり当初から階数が問題になっていましたが、高層の共同住宅は近隣の住環境と調和したのではなく、四方からの眺望を遮断する、住民や学校に多大な苦痛を強いることになるというのは明白な事実です。そのような住民の痛みを理解して街全体の美観を損なわないで、訪れる人たちに、ここに住みたいと思わせるような、また、居住者が愛着を持ち、周辺の住民も誇りに思うような建物を目指していただきたいということで、私たちは10階でということをご提案してきましたが、事業者側からは、前回の委員会での回答となりましたので、その後、委員長や委員の皆様からいただいた意見を受け、検討したところ、最高階数を12階で求めるということで意見がまとまったところです。

北原委員長

高さについては、12階でお願いしたいということですね。前回あったスリットの話、緑道の話についてはご意見ございませんか。

亀山氏

高さ以外のことに関しては、事業者が最初に千葉県に提出された企画提案書に記載されている事項に良いことが書かれています。それに加えて、これまでの委員会に提出された緑道をはじめとする細部にわたる細かな配慮、住民側が提示した環境配慮指針に基づく要望について十分に配慮して実現していただくということを求める次第です。

要望に加えて2点聞かせてください。眺望を確保するための分棟は無理でしょうかということをお前回、間接的には質問したかとは思いますが、改めて聞かせてください。もう1点は、北側の緑道の段差部分のコンクリート擁壁は、イメージ写真のような加工になるのかということです。

北原委員長

亀山さんから2点質問がありましたのでお答えいただけますか。分棟ができないかということと、北側の歩道との間の擁壁の作りをどう考えているかということですね。

(株)長谷工コーポレーション

分棟については、建物全体を西、南、東の3棟で考え、それぞれを廊下で繋ぐ形になっています。擁壁の形状については、イメージ写真は石積みになっていますが、高さの問題などもあり、コンクリートの擁壁を考えています。

北原委員長

2点について回答をいただきました。住民側から何かご意見ございますか。

亀山氏

前回いただいた資料のA-A断面図では、6～7階の低層の部分と中央の棟に線が入っていますが、これは互いの棟を行き来できるようになっているということですか。

(株)長谷工コーポレーション

その部分は解放廊下になっております。

亀山氏

断面図で見る限り廊下は、行き来に役に立っているのだと思うが、北側から見ると視覚的に邪魔があるので、分棟するために工夫できることはないのでしょうか。

北原委員長

すぐ回答できる内容でしたら、長谷工さんお願いします。検討が必要な場合は後にすることもできますが。

(株)長谷工コーポレーション

分棟については、敷地の周囲から見たときの見え方、壁の連続性への配慮といった観点から今回のような案にさせていただいています。再度検討することは難しいです。廊下自体は壁で覆ってはいませんので、視界を完全に遮断するようなものではありません。

木67街区を考える会

今回の案は1階下げて最高の高さを抑えてくれたことは、ありがたいご提案ではありますが、前回の見栄えと今回の見栄えではそんなに大きく変わった感じがしません。あくまでも環境配慮指針に対してこの建物が適しているのかという観点から見たときには、どうしても大きなブロックの塊に見えてしまうのではないのでしょうか。特に、西側と南側の棟はすべて14階になっていますので、14階の建物が西から南へと連続してつながって見えるような景観になってしまうのではないかと思います。例えば、西側の北側には段差をつけるとか、もちろん全体をもっと低くしてもらいたいという部分もありますが、建物の形やスリットが効果的になるような案を出していただけると非常にありがたいと思っています。

北原委員長

住民側からまとめて意見をいただき、長谷工さんにはまとめて答えていただこうと思いますので、他の方も何かありましたらお願いします。

木67街区を考える会

スリットや分棟について提案なのですが、南の棟を西側に10～20メートル移動させることはできないのでしょうか。そうすることによって東の棟との間にスリットができるので、北側からの眺望を確保するようなことはできないのかという質問です。

木67街区を考える会

質問の追加をさせてください。まずは、14階での提案ありがとうございます。私たちは環境配慮指針に沿って質問などをさせていただいたので、長谷工さんも指針に沿って「このようにやってみただけどどうですか。」といった踏み込んだ説明をしていただけると嬉しいです。加えて、14階になったことで、どこが良くなったかという実質的なアピールのようなものがあれば、説明を追加していただければと思います。よろしくお願いします。

北原委員長

このあたりで、長谷工さんから回答をいただこうかと思います。高さについて、西側の棟などを段上にはできないのかということ、南の棟の位置をずらしてスリットを確保することができないのかということ、14階にすることによってどのようなメリットがあるかということ。この3点について

(株)長谷工コーポレーション

順番を変えて回答することをご容赦ください。南の棟の位置をずらしてという話ですが、今後、協議をして、決定をしていく内容ではございますが、建築基準法の日影規制などに抵触する恐れがあること、また、千葉県のコンプにおいて西側の緑地帯の厚みについては提案をしている関係もあるので、この部分についての変更は対応しかねます。建物の形状を階段状にする件については、事業性の観点からお断りさせていただきたいと思います。高さ変更に関しては、高さについてのご意見が住民側からありましたので、ご意見の内容を尊重して、事業上は大変厳しいですが、1階分下げさせていただいたものです。

北原委員長

第2回委員会の時に日影図を出していただきましたが、これで「15階部分が14階になるところが減る」といったことが、きちんと計算していないにしても、おおよそでも説明がいただければわかりやすいのではないのでしょうか。

(株)長谷工コーポレーション

具体的な検証はしておりません。図で言うと、恐らくですが15時の線の上の部分が若干減るのではないかと思います。

伊藤氏

15階から14階に下がっていますが、地域との調和を考えるならば高さは10階です。小学校と隣接していることや、南側の商業地は高さ制限が30メートルであり、30メートルというのは、マンションならばおおよそ10階であること。また、ここは景観計画重点区域に指定されており、様々な基準が具体的に示されています。これは、流山をより良い街にするために、市民と議会が決めた重要なものです。大規模開発は地域に与える影響は計り知れないものがあります。長谷工さんの協力なくしては、良質な街づくりを行うことは不可能です。以上のことから、長谷工さんには今一度流山のルールをご理解いただき、検討いただきたいと思います。

私の意見としては12階が妥当だろうなといったところです。加えて、いくらか地盤を下げることによって日影の問題はさらに改善されます。さらには、今のままだとスロープがとてもきつくなってしまいますので、地盤を下げスロープを緩やかにすることによって、千葉県と言うユニバーサルデザインに準じたものになり、車の出入りも安全になります。以前地盤を下げることは、地下につくばエクスプレスが走っている関係もあり不可能だと長谷工さんは回答していましたが、問い合わせをしたところ、問題はないと回答をもらいました。区画整理後の盛られた高さではなく、もともとの地盤を考慮し設計されたものであるからです。元々の地盤までは掘り下げることが可能であることをご理解いただきたいと思います。

住民側は当初、最南端にマンションの建築をお願いしました。その後、階数を学校と同じ高さでお願いしたいと申し上げました。その後は、10階にとお願いしてきました。今回、さらに12階での歩み寄りをさせていただいている状況でございます。何とか妥協できないかと思っています。まずは、高さ、階数、傾斜、スリットの位置を決めたいと思います。その先で環境配慮指針の内容に関する話をしていきたいと思います。当初説明の図面、もしくは企画提案書の図面で、東棟の1階にはキッズルームがありました。2階には来客用の施設がありました。これをすべて削ってしまったのです。住戸になったことによって段差が非常にきついものになってしまいました。朝日が入りにくくなってしまったということです。北側から見たスリットもありました。それが今の案では北側から見たら見えなくなってしまい、北側から見たら80メートル幅の要塞のようになってしまいました。そうならないようスリットの検討をお願いします。

北原委員長

住民側からは多くの意見がでましたので、今度は委員の方々から意見をいただければと思うのですがいかがでしょうか。

野口委員

南棟を西側に寄せることについては、基準法の日影の関係と、コンペでの西側緑地の確保を提案したことから移動が難しいという話でしたが、日影は以前いただいた図を見る限り、西側に若干動いたとしても基準法上はクリアできるのではないのでしょうか。コンペでの提案との兼ね合いについても、

もともと計画が大きく変わってきているので、どちらにしても県公社とは協議しなくてはならないので、そこで市と住民と協議した結果変わったことを話せば問題ないかと思います。よって、スリットと高さについては、ある程度の対応が可能ではないかと思うのが1点。

2点目は、北側の緑地の件ですが、壁面についてはイメージでいい写真が出ていますが、この写真の擁壁部分は低くなっているのだから自然石が生きてくるのだと思います。これが今回の場合は1.2メートル程度の高さになり、1.2メートルというのは、小学生の子供から見れば自分の頭の上の高さに駐車場の車が見えることとなります。事業者ができると思っているものと、実際にできるものでは、相当に差異があるのではないかという印象を受けます。ここについては、住民からもいくつか提案があったと思うので、もっとうまく対応、配慮できないのかと思います。

3点目です。前回の委員会で事業者から景観上、スカイラインで目立ってしまうのを防止するために、周辺の住民の視線を下に向けるような対策が景観上の配慮であると言われました。まさにそのとおりだと思うのですが、北側から見た場合に人の目から見た場合の景観上の配慮をどうするかについて、具体的な設計の話ではなく、今、考えられる対策についてお話を聞かせていただけないでしょうか。特に北側の立体駐車場についてお願いします。立体駐車場は景観上ははっきり言ってよろしくないと思いますし、それが北側の住民に対して大きく影響するものであるので、重要な争点であると思います。前回も提案のあった話ですので、立体駐車場、平面の駐車場、公開緑地などでどのように対応していく考えなのかお聞かせください。

(株)長谷工コーポレーション

南棟を西側に動かすことについての先ほどの説明に補足をさせていただきますと、以前お出した日影の資料で見ていただくとわかりやすいのですが、建物を動かすと、2.5時間のラインが10メートルラインを超えてしまう恐れがあります。また、西棟よりも南棟が出っ張ってしまう、または重なってしまうということはマンションの商品性の観点からもありえないことですので、対応は難しいということです。

北側の擁壁の考え方については、意匠形態上どうするかといった部分については、今後の話し合いの内容なのかと思っています。具体的な対応についてはまだ決めかねているところです。我々としても良い案が出せればと思っています。

前回景観のお話をさせていただきました件ですが、建物の高さという事実は変えられないもので、12階ならば12階、14階ならば14階という事実は変わりませんので、上を見上げた時に建物の方に視線がいかないようにするとか、圧迫感を軽減させるとか、そういった工夫をしていきたいと前回もお話したとおり考えております。その中の手法のひとつが北側緑地のイメージ図なのですが、実際時間がない中での検討でございますので、木の高さなどについてはこれから検証していかなくてはならないのですが、逆に段差があることによって植栽をほどこせることもありうるので、建物が隠れて見えない形にもできるのではないかと考えています。細かいディテールまで検討しているところではありませんが、自走式駐車場のところにツタを這わせるとか、いくらでも方法はありますが、今のところは北側の植栽によって北側への景観への配慮をしていきたいと思っています。擁壁についても細かい検証はできていませんが、とりうる方法はいくつもあると思います。時間がなく具体的な提案はできませんが、細かい部分については、この調停を経て、皆様とお話をしていければいいと思って

います。

野口委員

構想の段階で議論をするということは、設計図で議論をすることとは違い、考え方で議論することです。よって、届出のなかで事業者が指針への配慮を街づくり計画書として、文書で書いていただく手続きになっているのです。せっかく口頭でこのように言われているので、それを文書にして、「このようなことについて配慮します。」と残していただかないと、今後、設計に入ったときに、市としても今後の協議で、今話したことが担保としてどこに残っているのかということが問題になるので、それを改めて提出してもらうことによって、「今後このような配慮に基づき、市と具体的な協議をしていきます。」という回答になり、この先の開発条例の手続きなどに生きてくるのではないかと思いますし、そのための制度であると思います。繰り返しになりますが、環境配慮指針に基づいた考えを文書で、具体設計で柔軟に対応はできるように、考え方の軸となるものを再度提出していただければいいかと思います。

住民側と考えが対立している高さスリットの件ですが、12階までは許容できるという話と、スリットをもっと確保してほしいという話が出ましたが、これらは単純な話ではないと私は思っています。12階だからいい、14階だからダメという話ではなくて、ある部分は高くなってもいいが、住民にとって影響が大きい部分については低くするといった考え方もあるのではないのでしょうか。前回も申し上げましたが、住民の方々も事業者と、15階を14階にしたとかいう単純な話ではなく、景観はそこまで単純な話ではないので、柔軟な話し合いをしていただいた方がより良いのではないかと思います。これは両者に対して言えることですがどうでしょうか。

伊藤氏

その意見には賛成です。

木67街区を考える会

マンションの地区と南側の戸建住宅の地区の関連性についてです。前回の資料の中で緑道が一戸建てのエリアの中にきれいに入っていました。これが集合住宅のエリアにもうまく繋がらないものかと考えています。県に出した企画書では緑道が集合住宅の中にも繋がっていて、全体に繋がっている雰囲気があります。今回の提案の中では、それが途切れている印象を受けます。緑道を敷地の端から端まで繋げることによって、集合住宅と一戸建てがマッチしている印象を受けるとは思いますがいかがでしょうか。

北原委員長

この提案の図面だと緑道が途切れているように見えるというお話ですが、長谷工さんから回答をお願いします。

(株)長谷工コーポレーション

図では切断されているように見えてしまったかもしれませんが、重ねてもらえばわかるように一体

性を持たせる形で歩行空間を保つ計画となっています。途中で切ってしまうようなことはありません。

北原委員長

先ほど野口委員から提案のあった、環境配慮指針に対応した考え方を文書で提出するという話については、今回の資料のような図面は細かく変わってくることもありますので、考え方に関する文書を提出していただくことは可能ですか。

(株)長谷工コーポレーション

わかりました、文書で提出させていただければと思います。

野口委員

建物の形状に関する柔軟な話し合いについては、どうでしょうか。

伊藤委員

私も、両者には話し合いをしていただきたいと思います。階数については多くの意見がでてきますので、私から言うことはありませんが、景観のことを考えると何でもかんでも15階がダメと決めつけるのではなく、それぞれの部分について話し合った方が建設的で効果的だと思います。

スリットについて意見を言わせてください。専門家ではないので、見当はずれだったらご容赦いただきたいのですが、敷地の北東の部分にあるゴミ置き場を別の個所に移し、そのスペースを利用して建物にスリットを作ればいいのではないのでしょうか。

北原委員長

野口委員、伊藤委員からは、お互い柔軟に話し合えないかという意見が出ています。私も同じ思いで、北側に住んでいる人たちにとって何が一番重要なのか、例えば南棟の15階と西側の14階ではどちらの影響が大きいのか、あるいは東棟の北側が今の位置で6階であることでは、どちらの影響が大きいのか。北側の人たちは、「この部分を重視するので、その実現のためには、一部分が高くなって良い。」という歩み寄りがないと、戸数だけが要求に応じて減ってってしまうのでは、事業者に一方的に負担を強いることになってしまいます。スリットをつくるためにはどうすればいいのか、どこかを高くしなくてはいけないのか。そのような互いに歩み寄る姿勢が大事ではないのでしょうか。事業者さんの提案についても、「この提案は北側の方々にこのような意味、メリットがあります。」と提案していただけるといいと思います。そうしてもらうことによって、住民サイドもより提案の意味を理解できるのではないかと思います。

野口委員

住民サイドは持ち帰って協議しないとわからない、事業者サイドは社に持ち帰って稟議しないとわからないというのは、この委員会を何のためにやっているのかわからないので、もっとお互いがお互いのことを考えて配慮できないのかということ。ここは調停の場なので、それぞれからこの場で意見を出し合っていただきたいと思います。

木67街区を考える会

1番最初に県に出した企画提案書では、東棟の階数は1階から始まって2階、5階、10階、最高の高さが15階と、南側に向かって段々と高くなるような案となっています。最初の案なのですが、この案が1番いい形なのではないかと私は感じています。

(株)長谷工コーポレーション

いろいろとご指摘はいただいておりますが、弊社としては、本日が4回目の委員会でございますが、いままでの委員会でご意見をいただき、それを検討し、本日提示した土地利用、建築計画ということで、社内関係部署とも十分に調整した結果お出ししたものですので、これ以上の再検討は不可能であるということをお伝えさせていただきます。その他、北側の方々に何ができるのかということについては、今後の話し合いの中で検討させていただきたいと考えております。構想段階で弊社が提案できるということに関しましては、本日のものが最終でございます。

木67街区を考える会

建築について詳しくはわからないのですが、西棟と南棟をギリギリまで寄せることはできないのでしょうか。寄せることによってスリットを創出し、緑地帯を北側へ持っていくことはできないのでしょうか。

北原委員長

ご要望ということですね。

伊藤氏

極論の話をすると、一部が際立って高いタワーマンションにすれば問題が解決するということです。技術的な面について私はわかりませんので、提案したい気持ちはあるがそれができないのです。当初の企画提案書では先ほど考える会のメンバーが述べたように、東棟は段々と高くなる作りになっています。ただ、単純に話を当初案に戻すのではなく、西棟については、もう1階か2階下げてもらいたいと思います。減った部分の戸数をどうするかについては、日影等の技術的な問題があるので、我々には提案できません。また、調和というものをどう考えるのかという問題もありますので、非常に難しい問題だと思います。

谷口委員

住民の方々がスリットにこだわるのが少々わかりにくいです。10メートルから20メートル程度離れている建物でしたらスリットに意味もあるのですが、今回予定されている建物にスリットができることによって、圧迫感がどれだけ減るのでしょうか。スリットが仮にできたことによって見える景色が、皆様の望んでいる景色なのでしょうか。以前のお話の中で、今までは自宅から花火が見えていたといった話もありましたが、例えばそういった話であれば、マンションの敷地内で住民交流のとして花火鑑賞会のようなものを開催するとかすれば良いのではないのでしょうか。そういったように

考え方を変えることもできる中でスリットにこだわりすぎて他がおろそかになってしまうようなことは非常にもったいない気がするので、考え方を変えてみたりすると、もっと他の改善すべき点に力を注げるのではないのでしょうか。

北原委員長

野口委員からは先ほど両者でもう少し話し合えないかという意見がありましたが、長谷工さんの方は現在の案からは話し合う余地はないとの意見がありました。そういった捉え方で間違いないでしょうか。

(株)長谷工コーポレーション

今までの協議の中で、階数であったり、ゴミ置き場の位置であったり、敷地の取り方などについては、意見を頂戴し対応してまいりました。これ以上の対応は弊社としては難しく、先ほど申し上げたとおり、それ以外の部分で北側の方々に何ができるかについては、話し合いの中で検討させていただいて、対応できることについては対応させていただくということです。大筋については、今日お示した提案が最終ということでご理解賜りたいと思います。

野口委員

そうすると、条例上の手続きとして、委員会が調停案を作成し、お互いに受諾を勧告することができるという次のステップに進んでいかなくてはいけないので、委員会としての意見調整に進んでもらいたいということでしょうか。

(株)長谷工コーポレーション

今後、このような場で弊社が具体的に提案できることはございませんので、今お話しいただいたとおり、先に進めていただくより他はないと思います。

北原委員長

お話はわかりました。それでは、委員内で検討をする時間をいただきたいので、暫時休憩を取らせていただきたいと思います。

< 休憩 約20分 >

北原委員長

それでは再開させていただきます。

委員の中で今後の調停について協議をした結果を皆さんにお諮りしたいと思います。

調停案を作って提示を行うことは、受諾する、しないの2択になります。その前に調停が妥当なところで受け入れてもらえるのかを探りながら、調停案を作っていくたいので、調停部会を開催し、事業者から委員から調停の内容について打診をする場を設けさせていただきたいと思います。これは、事業者と住民の双方から了解を得られればそのように進めさせていただきたいと思いますが、いかがで

しょうか。

亀山氏

それでよろしいかと思えます。

(株)長谷工コーポレーション

その方向でよろしくをお願いします。

北原委員長

それでは、一度調停部会を開いて、そこに長谷工さんを招いて、市にも立ち会っていただき、我々委員含め3者で協議をし、委員会が作った叩き台をお示しし、受け入れられる部分とそうでない部分の聞き取り等を行いながら打診をして、最終的にもう一度この委員会を開催して、皆様に調停案を示したいと思えます。

部会については、我々が調停案の叩き台を作るのに2週間弱は時間をいただきたいので、9月5日か6日の午後2時でいかがでしょうか。

(株)長谷工コーポレーション

9月5日の午後2時でお願いします。

北原委員長

では、次回は調停部会という形で9月5日の午後2時から開催したいと思えます。次回の委員会の日程については、部会で調整し、9月中に開ければと思えます。

以上で、本日の委員会の議事については終了となります。熱心な議論ありがとうございました。

事務局

委員長、ありがとうございました。

これで第4回街づくり委員会は終了となります。

委員の皆様、調停申出者、事業者の皆様も長時間ありがとうございました。